

新処分場における工事用車両への対応について

1. 工事用車両に掲示する標識について

マイカーを除く新処分場の工事用車両については、下記のゼッケンを車両前方に取り付けて運行いたします。

また、法定速度の遵守、運転マナーの徹底等を図るため、元請業者から運転管理者に対し、別紙4の文書による事前指導を行っておりますが、万が一違反行為を見かけた場合には、事業団までご連絡いただきますようお願いいたします。



<工事用車両に掲示するゼッケン>

2. 梅林通りを通行する工事用車両の台数について

梅林通りを通行する工事用車両については、先月、事業団から地元4学区コミュニティ推進会へ通知したとおり、原則片道30台/日を上限としております。

なお、1日あたりの通行台数については、新設道路の工事を行う高萩工事事務所と調整しながら、なるべく平準化するよう努めてまいります。

また、近隣の小中学校から翌月の下校時刻の予定表の提供を受け、下校時間帯をなるべく避けるよう配慮いたします。

3. 梅林通りにおける立哨の対応について

梅林通りを通学している児童の安全を確保するため、立哨による対応を実施いたします。

なお、実施方法については、当初予定していたシルバー人材センターの活用が困難となったことから、関係するコミュニティ推進会からご意見をいただきながら、現在調整しているところです。

<連絡先>

(一財)茨城県環境保全事業団 新最終処分場整備日立事務所
〒316-0003 日立市多賀町2-1-4 多賀カシマビル1
TEL: 0294 (33) 8731 FAX: 0294 (33) 8716
E-mail: seibi@ef-kasama.or.jp

1. 右の図 1 の運行ルート以外の運行を禁止する
2. 梅林通りを運行する**工事用車両**の運行時間は、**9 時以降**とすること
3. 騒音、振動の影響の防止のため、**急発進、急ブレーキ、クラクションの使用をしないこと**
4. 一般車両と区別できるよう、**工事用車両は貸出する掲示物を必ず掲示**すること(図 2)
5. 万が一事故が発生した場合、**緊急連絡先へ連絡**をすること
6. 梅林通りの**法定速度(40km/h)**を遵守すること
7. 梅林通りへの進入は、**油繩子交差点を水戸側(南側)からの左折のみ**とすること
8. 梅林通り付近に保育園及び小学校があるため、**下校時には飛び出しに注意**すること
9. 信号のない横断歩道があるため、**歩行者がいる場合は必ず一時停止**をすること
10. 油繩子交差点左折後の道路が狭く湾曲しているため、**一般車両との接触の無いよう注意**すること
11. **道路交通法を遵守**して運行をすること

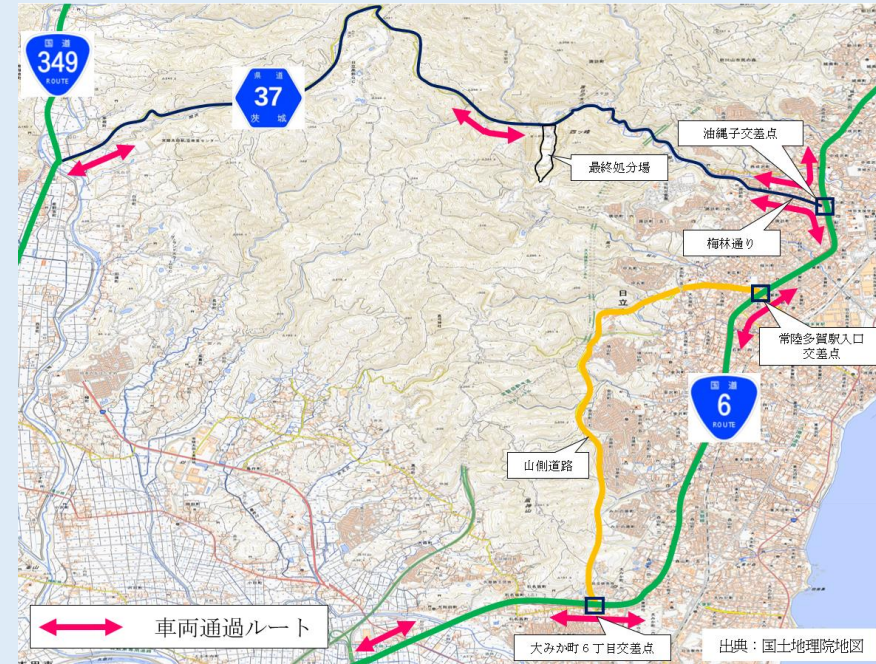


図1 工事用車両の通過ルート



図2 工事用車両の掲示物

新産業廃棄物最終処分場建設工事 安全運行マップ[®]（日立市諏訪町 梅林通り）

- ・横断者がいる場合、一時停止
- ・出入りする車両との接触注意

- ・横断者がいる場合、一時停止

- ・横断者がいる場合、一時停止
- ・介護事務所を出入りする車両との接触注意



- ・保育園側から進入する車両との接触注意
- ・飛び出しに注意

- ・下校時、飛び出しに注意

- ・保育園を出入りする車両との接触注意
- ・飛び出しに注意

道が狭く湾曲しているため内輪、外輪差に注意

至高萩

油绳子交差点

至水戸